

開催年月日 平成28年3月10日(木)
 質問者 民主党・道民連合 広田 まゆみ 議員
 答弁者 知事 高橋 はるみ
 農政部長 土屋 俊亮

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 人口減少時代の産業振興・地域振興のあり方について</p> <p>(六) 産業用大麻の振興とヘンプ種子の安定供給について</p> <p>1 人口減少を見据えたヘンプ産業の振興について</p> <p>まず、繰り返しますが、第一次産業に立脚する本道においては、農林水産物の安定供給力を強みとして、地域ぐるみの六次産業化を促進することにより、雇用おこしと域内循環につなげ、人口減少対策につなげていくことが重要です。</p> <p>産業用大麻の振興は、今期の知事公約にも掲げられていますが、その素材・原料としての用途は、繊維や建材など、大きな可能性に満ちており、他の地域に先駆けてこれを利用する産業や工場を立地することで、地域経済に大きなインパクトをもたらすことが期待をされます。</p> <p>道は、2年前から、産業用ヘンプ栽培の取組をスタートしていますが、今後、この取り組みを一層加速化していくためには、どのような課題があり、どう取り組んでいこうとするのか、知事の所見を伺います。</p> <p>2 ヘンプ種子の安定確保について</p> <p>産業用ヘンプの産業化に向けては、安定生産に向け、課題が多数ありますが、最も重要なのは、作物生産の基本となる種子の安定確保です。</p> <p>現在、試験栽培に使用されているのは、栃木県の無毒品種「とちぎしろ」ですが、本道の気候に合わず、種子の採取が思わしくないという結果を聞いています。</p> <p>「とちぎしろ」以外の無毒品種を国内で調達できる可能性は私としては薄いと考えておりますが、本道で撲滅に取り組んでいる野生大麻については、昭和40年代に一度、その薬理成分の調査がされたのみという現状にあります。野生大麻の活用には、現在の法の抜本的な改正が必要であると認識をしています。</p> <p>一方で産業用ヘンプの取組が進むフランスにおいては、完全な無毒性品種が栽培されていると聞いていますが、政省令によりこの種子は発芽出来ない状態にしないと輸入できません。産業用ヘンプの栽培の許認可権は北海道知事にあります。当面の措置として、少なくともフランスからの無毒品種の輸入規制の緩和を早急に働きかけるべきであると考えますが、ヘンプの種子の安定確保の取組についての知事の所見を伺います。</p>	<p>(農政部長)</p> <p>産業用ヘンプに関し、はじめに推進上の課題などについてでございますが、</p> <p>産業用ヘンプは、食用のほか、繊維や建材の利用など、有用な畑作物になる可能性がございますことから、道では、平成25年度から有識者などによる検討会を設置し、麻薬成分であるTHCをほとんど含まない品種である「とちぎしろ」の栽培試験や野生大麻との交雑調査などを進めてまいりました。</p> <p>栽培に当たって、道では、大麻取締法に基づく規制のもとで免許を交付しておりますが、寒冷な道内の気候に適合した栽培技術や道民理解の一層の促進、具体的な活用方策の確保など多くの課題が明らかとなったところでございます。</p> <p>このため、道といたしましては、今後の検討方向について、栽培技術、品種選定、活用方策、地域の取組といった4つの視点で工程表を取りまとめたところでございまして、道内で先進的に取り組む地域や団体とも連携しつつ、科学的知見を積み重ね、産業用ヘンプの栽培に向けた取組を着実に進めてまいりたいと考えてございます。</p> <p>(農政部長)</p> <p>次に、産業用ヘンプの種子についてでございますが、道では、昨年度より、「とちぎしろ」の種子を栃木県から譲り受け、道総研に委託し、様々な栽培方法により栽培試験を実施してまいりましたが、草丈など生育は順調であったものの、2年間の試験結果を見る限り、その種子は収量・品質ともに著しく低い状況にございます。</p> <p>今後、産業用ヘンプの取組を進めるに当たって、種子の安定的な確保は大変重要であり、栽培方法の改善など道内での増殖の可能性を引き続き検討するとともに、海外も含め幅広い視点から、本道に適した品種に関する情報収集や調査などを行ってまいりたいと考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再質問】 一 人口減少時代の産業振興・地域振興のあり方について</p> <p>(六) 産業用大麻の振興とヘンプ種子の安定供給について</p> <p>1 今後の取組について</p> <p>先ほど農政部長からのご答弁で、産業用大麻の振興に関し、寒冷な道内の気候に適合した栽培技術や、道民理解の一層の促進、具体的な活用方策の確保などの課題が示されました。</p> <p>産業用ヘンプは、現行の大麻取締法によって、その取扱みが厳しく制限されています。この間、農政部だけではなく保健福祉部とも議論を重ねてきましたが、大麻取締法は、戦後まもなく十分な科学的知見がない中で立法化されたためか、全く薬理成分のない特に産業用の可能性の高い茎の部分なども、研究者免許による試験栽培では規制の対象となっており、実用化のための試験研究や市場調査のためのサンプル品の作成配布にさえも制限があります。</p> <p>産業用ヘンプの栽培の許可の権限は、繰り返しになりますが、北海道知事にあります。そして、本来、自治事務であるにもかかわらず、実質、厚労省の管理下にあります。</p> <p>大麻取締法の不備により、「とにかく全部絶対だめ」という非科学的、かつ硬直的な厚労省の取締の方法によって、北海道における地方創生の芽を摘み取りかねない現状に強い憤りを感じます。私は地域で奮闘している研究者、農業者、自治体関係者の後押しや、産業用ヘンプに対する道民理解の促進のためにも、議会という公開の場での質疑を重ねているところです。</p> <p>先ほど、農政部長からは、地域や団体と連携して着実に進めるとの答弁がありました。知事として、今後、具体的にどのような取り組みを進めようとしているのか伺います。</p> <p>2 種子の確保について</p> <p>また、併せて、農政部長から、産業用ヘンプの種子の安定確保について、海外も含めた幅広い視点から、本道に適した品種に関する情報収集や調査などを行っていくとの答弁でしたが、フランスの無毒大麻の種子の栽培試験は非常に重要であり、特区制度を含め、道としての総合的な対応を加速すべきと考えますが、知事の見解を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>次に、産業用ヘンプに係る今後の取組についてですが、道では、産業用ヘンプの栽培に向け、有識者などによる検討会を開催をし、取組方向などについての議論を行ってきておりますが、今後は、検討会において、ヘンプに関心の高い市町村の参画やバイオマス関連の専門家からの意見聴取、さらには、種子の提供元である栃木県と道総研との技術交流などにより幅広い知見を共有をし、栽培に向けた取組を着実に進めてまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、産業用ヘンプの種子についてであります。今後、産業用ヘンプの取組を進めるに当たって、種子の安定的な確保は大変重要な課題であると認識をいたします。</p> <p>このため、道といたしましては、道内での増殖の可能性を検討するとともに、海外品種も含めた情報収集を行うこととしており、こうした取組を通じて、種子の確保に向けた具体的な道すじを検討してまいります。</p>